







2019年10月10日  
全国港湾 19 発第 18 号  
港運同盟発 19—第 61 号

一般社団法人 日本港運協会  
会長 久保昌三 殿

全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟  
会長 日吉 正博



### 確認書(2019年7月25日付)にもとづく中央港湾団交開催の申し入れ

全国港湾及び港運同盟は、2019年2月4日付で「事前協議違反に関する申し入れ」を行い、本件について労使協議を重ねた結果、標記の確認書を締結しました。しかしながら、確認書にもとづく事態の解決に至っていません。

過日(9月5日)、本件について中央港湾団交を行い、私たちは、事前協議のルールに則って「はくおう」が事前協議申請を行い、労使協議していくのが原則であり、このルールのもとに1日も早く事態の解決を図ることが大事と主張しました。日港協も、確認書を基本に協議を続けたい旨の回答を行いました。

については、下記の通り中央港湾団交の開催を申し入れます。

#### 記

1. 日 時 可及的速やかに開催することとし、具体的日時は、本申し入れ時に調整し確認されたい。
2. 場 所 港運会館 会議室
3. 議 題
  - (1) 確認書(2019年7月25日付)に係る事前協議制度の厳格運用について
  - (2) その他